

「くまもっと旅スポコミッション ログイニングイベント」事業業務仕様書

1 委託業務名

「くまもっと旅スポコミッション ログイニングイベント」事業業務

2 業務の目的

- (1) 令和4年1月に熊本県スポーツツーリズム推進戦略の推進団体として「くまもっと旅スポコミッション」を設立し、スポーツを通じた継続的な誘客を図っていくこととしている。
- (2) 多くの観光客を集める多彩な観光資源をスポーツと組み合わせることで、これまでにない新しいスポーツツーリズムの体験プログラムの開発に取り組むこととしている。
- (3) 熊本県内の豊かな自然環境、地域資源、観光施設、温泉地、飲食店等を巡るログイニングイベントを通じて、本県の魅力を発信するとともに、県内外からの誘客を図り、本県のスポーツ振興や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 業務委託の内容

受託者は「2 事業の目的」を達成するため、具体的な手法と実施内容について企画立案すること。なお、下記内容を盛り込み業務を実施すること。

(1) ログイニングイベントの企画立案業務

① イベントの開催日時

- ・契約期間のうち2日以内（土曜日、日曜日又は祝日）で「観光ログイニング」を開催すること。

② イベントの開催場所

- ・イベント開催地は様々な資源を活用して観光ができる県内のエリアを選定すること。

③ イベントの内容

- ・指定されたポイント（海・山等の自然環境、地域資源、観光施設、温泉地、飲食店等）を制限時間内に多く巡り、気軽に楽しめる観光とスポーツ（サイクル要素必須）を組合せたコースを企画立案すること。
- ・当日のタイムスケジュール及びイベント会場のレイアウト等についても提案すること。
- ・参加者を集める具体的施策を提案すること。
- ・開催地の周辺市町村とも調整し、KPIの集客数達成を目指すこと。

④ 集客数の把握について

- ・イベントの参加者数や属性が把握できるような仕組みとすること。

⑤ イベントのKPIについて

- ・100人以上の集客を目指すこと。

◇全体運営について

- ①イベント運営及び会場・設備等の準備、撤収を行うこと。
- ②イベント実施に係る一切の法的手続（建築関係、消防関係等）を行うとともに、必要な申請等について適切に調整・整備を行うこと。
- ③会場の使用に係る申請、その他調整等を行うこと。
- ④会場内や会場周辺、駐車場、駐輪場において、来場者数の安全について配慮の上、その安全を確保し、混雑時の対策を行うこと。
- ⑤火災、事件、事故、急病、負傷等の緊急対応体制をとり、関係者に共有すること。
- ⑥イベントの実施スケジュールを作成の上、委託者へ提出すること。

(2) 周知・広報について

- ・県内外からの誘客を図るイベントとするため、Instagram等のSNSの活用、マスメディアのパブリシティ活動による情報発信など効果的に広報できる手段について提案すること。
- ・各種媒体等を活用し、本イベントや本県のスポーツツーリズムの取組み・くまもっと旅スポコミッションについて、県内外へ効果的に周知・情報発信すること。
- ・広報については、以下のロゴも活用すること。



4 業務委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月28日（金）まで

5 成果物について

(1) 成果報告書

- ①業務概要
- ②業務の成果
- ③その他、必要と認められる書類及び写真

(2) 業務完了報告書（様式第8号）

6 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。

- (3) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

8 特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては、あらかじめ委託者と調整したスケジュールに基づき行うこと。
- (2) 業務履行に際し、他の者の著作権を使用し、著作権上の問題が生じた場合には、委託者に不利益が生じないよう、受託者においてこれを処理すること。
- (3) その他、本業務を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない項目については、委託者と受託者が相互に協議の上、決定する。
- (4) 本仕様書に定めのない内容であっても、本県への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。